

## 企業年金連合会規約等の一部を変更する規約

### 第1条 企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

#### 1. 連合会の受託事務の追加

目次中「第11章 厚生労働省からの受託事務(第83条)」を「第11章 受託事務(第83条~第84条の2)」に改める。

第11章見出し中「第11章 厚生労働省からの受託事務」を「第11章 受託事務」に改める。

第84条に、次の一条を加える。

(住民基本台帳法等に基づき連合会が行う受託事務)

第84条の2 連合会は、法第130条第5項、確定給付企業年金法第93条又は確定拠出年金法第48条の2に基づき、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主の委託を受けて、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)別表第一の77の2、77の3又は77の4に規定する事務を行う。

2 連合会は、前項の事務を行うにあたり、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主と業務委託契約を締結する。

#### 2. 字句修正

第38条第2項中「同項に規定する予定死亡率」を「当該計算にあたって用いられる予定死亡率」に改める。

第101条見出し中「給付現価交付金」を「給付現価負担金」に改める。

附則第10条第3項中「坑内員たる被保険者であった期間」の次に「と船員たる被保険者であった期間とを合算した期間」を加える。

附則第12条第4項の次に次の項を加える。

- 5 第1項の規定による請求があった者にかかる選択一時金の額の計算にあたって第57条及び第58条の規定を適用する場合には、第57条第1号及び第58条中「第49条」とあるのは「附則第12条第3項」と読み替えるものとする。

## **第2条 厚生年金基金連合会規約の一部を次のように変更する。**

第50条第2項及び第3項中「遺族一時金」を「死亡一時金」に改める。

## **第3条 厚生年金基金連合会規約の一部を変更する規約(改定第45次 平成13年11月28日認可)の一部を次のように変更する。**

附則第2条第3項中「坑内員たる被保険者であった期間」の次に「と船員たる被保険者であった期間とを合算した期間」を加える。

附則第4条第5項の次に次の2項を加える。

- 6 第1項に定める基本年金の請求を行った者が、前条第1項に規定する者であった場合の基本年金額の計算にあたって第3項の規定を適用する場合には、同項中「新規約第40条の2」とあるのは、「前条第1項」と読み替えるものとする。
- 7 第1項に定める基本加算年金の請求を行った者が、前条第2項に規定する者であった場合の基本加算年金額の計算にあたって第4項の規定を適用する場合には、同項中「新規約第42条」とあるのは、「前条第2項」と読み替えるものとする。

附則第6条第3項中「坑内員たる被保険者であった期間」の次に「と船員たる被保険者であった期間とを合算した期間」を加える。

附則第8条第4項の次に次の項を加える。

- 5 第1項に定める代行加算年金の請求を行った者が、前条第1項に規定する者であった場合の代行加算年金額の計算にあたって第3項の規定を適用する場合には、同項中「新規約第46条」とあるのは、「前条第1項」と読み替える

ものとする。

**第4条 厚生年金基金連合会規約の一部を変更する規約(改定第50次平成15年7月31日認可)の一部を次のように変更する。**

附則第2条第3項中「坑内員たる被保険者であった期間」の次に「と船員たる被保険者であった期間とを合算した期間」を加える。

#### **附 則**

(施行期日)

第1条 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

## 企業年金連合会規約等変更理由書

### 1. 変更理由

#### (1) 連合会の受託事務の追加(第1条1関係)

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するため国民年金法等の一部が改正され、連合会が指定情報処理機関より情報提供を受けた本人確認情報(住民票コードを除く。)を厚生年金基金、確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金に提供することが厚生年金保険法、確定給付企業年金法、確定拠出年金法及び住民基本台帳法に規定されたことに伴い、連合会が当該事務を行うことを規約上規定する必要がある。

#### (2) 字句修正(第1条2、第2条～第4条関係)

老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げにかかる現行規定についての字句修正を行うものである。

### 2. 変更内容

#### (1) 連合会の受託事務の追加(第1条1関係)

連合会は、法第130条第5項、確定給付企業年金法第93条又は確定拠出年金法第48条の2に基づき、厚生年金基金、確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金の委託を受けて、住民基本台帳法別表第一の77の2、77の3又は77の4に規定する事務を行うとともに厚生年金基金、確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金と業務受託契約を締結するための規定を追加する。

#### (2) 字句修正(第1条2、第2条～第4条関係)

主な内容

- ・支給開始年齢に関する経過措置の対象に船員を追加する。(第1条2、第3条、第4条関係)
- ・繰上げ請求時に選択一時金を申出した場合の選択一時金額に関する項を追加する。(第1条2関係)
- ・平成14年4月前に連合会に移換された中途脱退者等で老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が引き上げされる者が繰上げ請求をした場合の年金額に関する項を追加する。(第3条関係)

### 3. 実施時期

これらの規約は、平成25年4月1日から施行する。

なお、今回の規約変更は軽微な修正のため、年金数理に関する書類は添付しない。

企業年金連合会規約新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>目次</b></p> <p>第1章～第10章（略）</p> <p>第11章 <u>受託事務（第83条～第84条の2）</u></p> <p>第12章～第17章（略）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><b>第11章 受託事務</b></p> <p><u>（住民基本台帳法等に基づき連合会が行う受託事務）</u></p> <p><u>第84条の2 連合会は、法第130条第5項、確定給付企業年金法第93条又は確定拠出年金法第48条の2に基づき、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主の委託を受けて、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)別表第一の77の2、77の3又は77の4に規定する事務を行う。</u></p> <p><u>2 連合会は、前項の事務を行うにあたり、基金、企業年金基金、規約型企業年金を実施する事業主又は企業型年金を実施する事業主と業務委託契約を締結する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>目次</b></p> <p>第1章～第10章（略）</p> <p>第11章 <u>厚生労働省からの受託事務（第83条）</u></p> <p>第12章～第17章（略）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><b>第11章 厚生労働省からの受託事務</b></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第6章 給付</b> <b>第1節 通則</b></p> <p>(年金額等の基準)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項の計算にあたって用いられる予定利率は、長期国債の応募者利回りの動向を勘案した年金給付等積立金の運用収益に係る予測に基づき、別表第13に定めるとおりとし、<u>当該計算にあたって用いられる予定死亡率は、基金令第39条の3第3項に規定する予定死亡率を勘案した連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等の死亡の状況に係る予測に基づき、別表第14に定める率とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第17章 雑則</b></p> <p>(給付現価負担金)</p> <p>第101条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 給付</b> <b>第1節 通則</b></p> <p>(年金額等の基準)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 前項の計算にあたって用いられる予定利率は、長期国債の応募者利回りの動向を勘案した年金給付等積立金の運用収益に係る予測に基づき、別表第13に定めるとおりとし、<u>同項に規定する予定死亡率は、基金令第39条の3第3項に規定する予定死亡率を勘案した連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者等の死亡の状況に係る予測に基づき、別表第14に定める率とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第17章 雑則</b></p> <p>(給付現価交付金)</p> <p>第101条 (略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(基本年金及び通算企業年金の支給開始年齢に関する経過措置)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間とを合算した期間が15年以上である者であって次の表の左欄に掲げる者については、第45条及び第48条第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄のように読み替えるものとする。ただし、基金の加入員の資格を喪失した時の年齢が、同表の右欄に掲げる年齢を超えている場合は、第45条の規定にかかわらず、第62条第2項に規定する現価相当額の交付を受けたときに基本年金を支給する。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(通算企業年金の支給の繰上げに関する経過措置)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第1項の規定による請求があった者にかかる選択一時金の額の計算にあたって第57条及び第58条の規定を適用する場合においては、第57条第1号及び第58条中「第49条」とあるのは「附則第12条第3項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(基本年金及び通算企業年金の支給開始年齢に関する経過措置)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>坑内員たる被保険者であった期間が15年以上である者であって次の表の左欄に掲げる者については、第45条及び第48条第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄のように読み替えるものとする。ただし、基金の加入員の資格を喪失した時の年齢が、同表の右欄に掲げる年齢を超えている場合は、第45条の規定にかかわらず、第62条第2項に規定する現価相当額の交付を受けたときに基本年金を支給する。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(通算企業年金の支給の繰上げに関する経過措置)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

新	旧
<p data-bbox="546 220 622 256"><b>附 則</b></p> <p data-bbox="120 331 286 368"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="114 384 869 421">第1条 この規約は、平成25年4月1日から施行する。</p>	

厚生年金基金連合会規約新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第6章 給付</b> <b>第6節 死亡一時金</b></p> <p>（遺族）</p> <p>第50条（略）</p> <p>2 <u>死亡一時金</u>を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。</p> <p>3 <u>死亡一時金</u>を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 給付</b> <b>第6節 死亡一時金</b></p> <p>（遺族）</p> <p>第50条（略）</p> <p>2 <u>遺族一時金</u>を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。</p> <p>3 <u>遺族一時金</u>を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。</p>

厚生年金基金連合会規約の一部を変更する規約（改定第45次 平成13年11月28日認可）（第3条関係）

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>（基本年金及び基本加算年金の支給開始年齢に関する経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間とを合算した期間が15年以上である者であって、次の表の左欄に掲げるものについて新規約第40条及び第41条第2項の規定を適用する場合には、新規約第40条及び第41条第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <p>（以下略）</p> <p>（基本年金及び基本加算年金の支給の繰上げに関する経過措置）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 <u>第1項に定める基本年金の請求を行った者が、前条第1項に規定する者であった場合の基本年金額の計算にあたって第3項の規定を適用する場合には、同項中「新規約第40条の2」とあるのは、「前条第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>7 第1項に定める基本加算年金の請求を行った者が、前条第2項に規</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>（基本年金及び基本加算年金の支給開始年齢に関する経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>坑内員たる被保険者であった期間が15年以上である者であって、次の表の左欄に掲げるものについて新規約第40条及び第41条第2項の規定を適用する場合には、新規約第40条及び第41条第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <p>（以下略）</p> <p>（基本年金及び基本加算年金の支給の繰上げに関する経過措置）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

新	旧
<p><u>定する者であった場合の基本加算年金額の計算にあたって第4項の規定を適用する場合には、同項中「新規約第42条」とあるのは、「前条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(代行加算年金の支給開始年齢に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間とを合算した期間が15年以上である者であって、次の表の左欄に掲げる者について新規約第45条第2項の規定を適用する場合には、同項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(代行加算年金の支給の繰上げに関する経過措置)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第1項に定める代行加算年金の請求を行った者が、前条第1項に規定する者であった場合の代行加算年金額の計算にあたって第3項の規定を適用する場合には、同項中「新規約第46条」とあるのは、「前条第1項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(代行加算年金の支給開始年齢に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>坑内員たる被保険者であった期間が15年以上である者であって、次の表の左欄に掲げる者について新規約第45条第2項の規定を適用する場合には、同項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(代行加算年金の支給の繰上げに関する経過措置)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

厚生年金基金連合会規約の一部を変更する規約（改定第50次 平成15年7月31日認可）（第4条関係）

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>（経過的基本加算年金及び経過の代行加算年金の支給開始年齢に関する経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間とを合算した期間</u>が15年以上ある者であって、次の表の左欄に掲げる者について新規約第47条の2第2項又は第47条の5第2項の規定を適用する場合には、新規約第47条の2第2項及び第47条の5第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>（以下略）</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>第1条 この規約は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>（経過的基本加算年金及び経過の代行加算年金の支給開始年齢に関する経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>坑内員たる被保険者であった期間</u>が15年以上ある者であって、次の表の左欄に掲げる者について新規約第47条の2第2項又は第47条の5第2項の規定を適用する場合には、新規約第47条の2第2項及び第47条の5第2項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>（以下略）</p>